

入院時選定療養費制度について

他の病院を含めて、入院期間が180日を超える長期入院については、難病等を除き選定療養費制度の対象（保険給付外）となり、長期入院料として、入院基本料の15%相当分が患者様の自己負担になります。

また、入院に際しましては、患者様の過去3ヶ月以内の入院の有無等を確認する必要がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1日につき（消費税込）

入院基本料の15%相当分

急性期一般入院料1の場合 3, 090円

県立今治病院